

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則(平成25年規則第76号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>(<u>条例第26条第2項の規則で定める事態</u>)</p> <p><u>第16条 条例第26条第2項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺の地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしている</u>と認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により、<u>周辺住民の間で共通の認識となつていると認められる事態とする。</u></p> <p><u>(1) 動物の取扱に伴い頻繁に発生している動物の鳴き声その他の音</u></p> <p><u>(2) 動物の取扱に伴う飼料の残さ、ふん尿その他の汚物により発生している臭気</u></p> <p><u>(3) 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛</u></p> <p><u>(4) 動物の取扱いにより発生する多数のねずみ又ははえ、のみ</u> <u>その他害虫</u></p> <p>(過料処分の手続)</p> <p><u>第17条</u> 市長は、<u>条例第32条の規定により過料の処分をしようとする場合は、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ別記様式第12号による告知書によりその旨を告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(過料処分の手続)</p> <p><u>第16条</u> 市長は、<u>条例第32条の規定により過料の処分をしようとする場合は、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ別記様式第12号による告知書によりその旨を告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>生活環境の保全のための措置命令等の規定が新たに条例で設けられるにあたり、その勧告できる基準を規定します。</p>

改正後（案）	現行	備考
別記様式第12号（ <u>第17条</u> 関係） （略）	別記様式第12号（ <u>第16条</u> 関係） （略）	
別記様式第13号（ <u>第17条</u> 関係） （略）	別記様式第13号（ <u>第16条</u> 関係） （略）	
別記様式第14号（ <u>第17条</u> 関係） （略）	別記様式第14号（ <u>第16条</u> 関係） （略）	